

規程第7号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会職員給与規程

（職員の給与等）

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員就業規程第23条に規定する職員の給与について必要な事項を定める。

（給与の決定等）

第2条 各職員の受けるべき給与の決定、支給、その他の給与の実施は、この規程の定めるところにより本会会長が行う。

（給与表及び職務）

第3条 給与表は、「小美玉市職員の給与に関する条例」及び「小美玉市就業規則」に定める給与表を適用する。

（初任給、昇給の基準）

第4条 職員の初任給、昇給の基準については、「小美玉市職員の給与に関する条例」の定めるところに準じて行う。

（給与の支給方法）

第5条 職員の給与の支給方法については、「小美玉市職員の給与に関する条例」の定めるところに準じて行う。

（諸手当の支給）

第6条 管理職手当、扶養手当、通勤手当、休日勤務手当、住居手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当の支給については、「小美玉市職員の給与に関する条例」の定めるところに準じて行う。

（退職手当等）

第7条 退職手当の支給については、職員就業規程第29条に規定する「退職金」の定めるところによる。

（嘱託職員・臨時職員の給与等）

第8条 嘱託職員、臨時職員に支給する給与に関する事項は別に定める。

（委任）

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から一部改正する。

附 則

この規程は、平成29年9月4日から一部改正し、平成28年1月1日から適用する。